

れ、澤田、高島、今西、田島、竹内、西岡、山崎、紀伊、池本、山本(弘)各議員が質問に立ち、市長の政治姿勢や行政一般について執行部の考えをただしました。主な内容は次の通りです。

都市計画の事業化に論議集中

～今ある「まち」を、生かして再開発？

問 後免町二丁目の再開発の現状と今後について。
答 後免町二丁目の再開発は、平成五年度に都市活力再生拠点整備事業により、事業化に向けての事業計画の策定を行ってきたが、地方拠点都市の大きな柱となっている、新しい取り組みについては、住民主体の方法で、従前の商店、住宅、古いまちなみを保存しながら、今あるまちを中心に、高齢者も若者も勤労者も定住するまち、しかも福祉のまちにもなるあらゆる目的を持ったまちに再開発していきたい。

9月議会・一般質問

9月定例市議会(第247回議会定例会)一般質問は、9月13、14、16、19日の日程で行わ

問 後免町四丁目のコミュニティ住環境整備事業はどうなのか。
答 都市計画道路高知・南国線と南庄駅前線の交差する地区であり、重要な地点であるので、地元説明を行う予定です。高知・南国線については、現在の交通量の調査の結果、幅員を十六メートルから二十七メートルに変更を行ったために、地権者には大変な迷惑

問 環境影響評価準備書に対する意見書は怎么样了。
答 意見書については、運輸省より関係住民の意見の概要が取りまとめられてくるので、市の空港対策本部を中心に協議を行い、騒音の予測の問題、工事計画、それに伴う農道、用水路などの補償工事、民家の防音装置あるいは学校などの共同利用施設の問題点などを整理しながら意見書を作成し、市議会の意向も聞いて県知事の要請も承知したい。空港周辺地域の環境保全、地域の活性化が確保されるよう制度の改善を求めています。

問 民家の防音、機能回復工事はどうなっているのか。
答 機能回復工事に関する負担割合は現行制度で四七〇割、県市各五割、個人二〇割である。全目的には国の制度通り個人負担二〇割のところもあれば、一五割、一〇割、五割などいろいろである。個人負担を軽減するため、現在は個人一〇割で適用している。現行の騒音の障害防止あるいは制度上の国の補助制度などの改善については県とも協議し検討していきたい。

問 航空機の大規模化による振動障害を軽減するにはどうするか。
答 環境影響評価準備書のなかでは騒音公害とともに評価している。今後の対策としては県とも協議していきたい。

問 市の水資源はどうか。
答 本市は田分川、物部川水系にあって比較的豊富な水資源に恵まれており、現在の保存量、供給量、埋蔵量のなかにはまだゆとりが数字的にある状況ではあるが、西国行に集口するプロジェクト、人口、他の交通条件、交流人口などの状況を見ても大変憂慮される状況にもあります。今後は水源によるかん養対策と合わせて、河川水の利用など検討していきたい。

問 高知国体の取り組みはどうか。
答 高知国体の取り組みは、無下の地域発展を、

問 高知国体の取り組みはどうか。
答 南国市のおかれている立地条件、また南国市だけでなく隣接する市町村とも組んで施設などの対応を検討している。

きたい。庁内に団体ワーキングチームを設置し、南国市の希望する競技種目、開催施設のプランニング、公共事業導入の策定、大会後の施設の維持管理など協議、また市の体育協会、スポーツ振興審議会、関係団体の方々の意見もいただくなど市民の結集を得て進めていきたい。

問 教育トップ会議はどうか。
答 南国市は人材の宝庫。～
問 会談での提言は市政へ活用されるのか。
答 本市には高校、高専、大学七校の高等教育機関が人口五万の都市に集約しており、「行・産・学」の連携が懸案であった。この会談において人材育成、教養文化活動などについての提言、また中・高の連携、特に小・中学生の進路に関して大変積極的な提言、そして南国市出身の中

学生を多く希望しておられること、大学の図書館の開放による生涯学習などの貴重なご意見をいただいた。人材の宝庫である南国市の価値を高めていく上で、教育トップ会議での提言を教育行政に反映させていきたい。

問 阿佐西線の進捗はどうか。
答 昭和五十五年に国鉄再建法により工事が中止され、六十一年に土佐くろしお鉄道株式会社を設立している。建設期間については、後免より表半利の間全延四十三・五キロ、現在の進捗は用地買収率は八六割、工事の進捗率は五三割、総工事費は三百九十三億円で三八割の百四十八億円が投資されている。南国市管内は四・一キロ、このうち用地買収

済みが六四割、未買収地丁R後免駅前付近、舟入川から後免町駅、物部川から奥道南国市線までなどとなっている。六十一年から平成元年にかけて沿線の部落単位に測量同意の地元説明会を行い、平成二年測量実施をしてきている。本年四月から道・水路計画、構造設計について、立田、永田地区の説明会に入っている。

問 都市計画道路高知・南国線について。
答 高知・南国線の進捗はどうか。
答 現地実測調査が終わり、詳細の設計を行っている。九月下旬に地元で事業概要説明会を開く予定である。本庄より用地買収、補償契約などに着手し、市の施工分五百六十割は着工して、五、六年で完成の予定。また、高知東道路から市道藤原・八幡線までの二千三百三十メートル間は県道認定に向けて現在作業を進めている。

問 高知国体の取り組みはどうか。
答 南国市のおかれている立地条件、また南国市だけでなく隣接する市町村とも組んで施設などの対応を検討している。

問 高知国体の取り組みはどうか。
答 南国市のおかれている立地条件、また南国市だけでなく隣接する市町村とも組んで施設などの対応を検討している。

さわやか(せん)



大元 利之さん (宮城県岩沼市)

姉妹都市岩沼市から交流、研修のため南国市に滞在中の大元利之さん。12月までの短い間ですが、有意義に過ごしていただけることでしょう。その大元さんからのあいさつです。

初めまして。私は昨年度から行なわれている南国市・岩沼市職員間の人事交流で、9月からこちらに来ています。岩沼市では税務課市民税係に勤務している、28歳独身の職員です。

南国市役所では、総務、税務、企画の各課に配属になり、行政一般について学んでいきますが、「土佐のまほろば」と呼ばれる歴史や文化、そして難解でちょっと怖い「土佐弁」(東北をあまり出たことのない私にはそう聞こえてしまう)など、市役所の仕事以外のことについてもできるだけ多く見て、聞いて、学んでいきたいと考えています。

交流期間は12月初めまでと短いですが、その間により多くの人、物、心と出会い、ふれあうことにより、地図の上では遠い南国・岩沼両市の距離が、気持ちの中ではずっと近くなるのではと思っています。どうぞよろしくお願ひします。



【都市計画課】

ストップ・ザ・駐車違反

「南国市違法駐車等の防止に関する条例」により、市民全体のモラルの向上を目指し、違法駐車を追放するために、下図の「違法駐車等防止重点地域（色塗り部分）」の指定を計画。この地域では、南国警察署や交通安全に関する関係団体とともに、看板の設置やポスターなどで広報・啓発に努めます。



※ご意見、お問い合わせは
市総務課総務管理係（市役所内線432）まで

道路を我が物顔で占領する
めいわく駐車は市民生活に次のような影響を与えています。

「南国市違法駐車等の防止に関する条例」が平成七年一月一日に施行されます



幹線道路の渋滞
（同豊高校マンガアニメ部）

めいわく駐車を追放し、安全で快適な環境を

- ・交通事故の原因
 - ・緊急自動車への支障
 - ・幹線道路の渋滞
 - ・生活環境、景観の悪化
- 違法駐車の問題は、違反車に対する取り締りのみで解決できる問題ではありません。一人一人が交通ルールを守り、

■ 条例の目的は？
市民の日常生活に重大な支障を及ぼす恐れのある違法駐車

「南国市違法駐車等の防止に関する条例」について
駐車のマナーアップをすることが大切です。

車などを防止することにより、道路が公共の施設として、広く一般交通のために使用されることを確保し、市民の安全で快適な生活環境を保持することを目的とします。（第一条関係）

■ 市が行うことは？

違法駐車などの防止に関する啓発活動、交通安全に関する関係機関・団体との協力体制の確立などに努めます。（第三条関係）

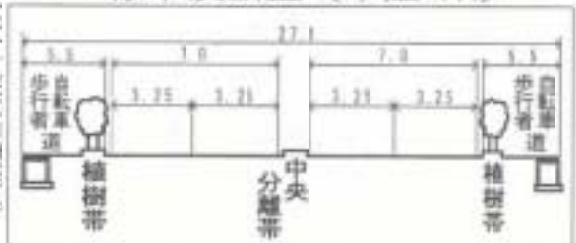
■ 市民のみなさんに協力していただくことは？
市民のみなさんには、違法駐車等の防止などに努めていただくとともに、市が行う違法駐車等の防止に関する広報・啓発活動などにご協力をお願いします。（第四条関係）

■ 事業主のみなさんに協力していただくことは？
事業主のみなさんには、事業に使用する自動車および事業所を訪問される方が使用する駐車施設を確保していただくとともに、市が行う違法駐車等の防止に関する広報・啓発活動などにご協力をお願いします。（第五条関係）

都市計画道路高知・南国線



標準横断面図（単位：m）



ことに一定の制限がかかります。
◆土地の形質の変更（私道を作ったり、土盛りをしたり、土地を掘ったりすること）

◆建築物、その他工作物の新築、改築、増築
◆五メートルを超える物件の堆積または設置

以上の計画をお持ちの方は、南国市役所都市計画課までご相談下さい。

なんごく・こうち 地方拠点都市地域の中で、重点的に実施すべき事業として、ザ・こめんパワーアップシティ地区が位置づけられています。そのうち、都市計画道路事業・高知南国線について、幅員を十六メートルから二十七メートルに変更（平成六年五月二日告示）し、右図の区間約五百六十メートルで事業認可（平成六年五月三十一日告示）を得ました。都市計画事業認可後は、その施行区域内では次のような道路構造は標準幅員二十七メートル、車道は片側二車線で、自転車歩行車道は植樹帯も含め幅五・五メートル、ゆとりのある道路となっています。用水、非水関係は自転車歩行車道の下を通ります。